

学校いじめ防止基本方針

和歌山市立岡崎小学校

平成26年3月20日作成

令和3年4月1日更新

1 はじめに

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には同法第11条に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための「いじめの防止等のための基本的な方針」（「国の基本方針」）が策定された。いじめ問題に対する国の基本的な行動計画が示されたことを受け、本校においてもいじめ防止の基本方針を作成することにした。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめを受けた児童を将来にわたって苦しめるばかりか、人間としての尊厳を脅かす許されない行為であり、本校においてもその問題の克服に向けて取り組まなければならないと考える。

そのためには、学校が常に家庭や地域住民、関係機関等との連携を図り、学校全体で組織的にいじめの防止等に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題である。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせかねない。

いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

（1）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中であつてつくられている関係についても留意する。

（２）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような事例から判断するものとする。

（暴力を伴うもの）

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

（暴力を伴わないもの）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 金品をたかられる
- 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

４ いじめの防止等の学校の取組

全ての児童にいじめを生まない豊かな心や人間関係づくりの能力を育成するために、学校の教育活動全体を通じて児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるよう取り組む必要がある。いじめの背景にあるストレス等の原因に着目し、その改善を図りストレスに適切に対処できる力を育むとともに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感が得られる学校づくりに努める。

（１）いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員によるいじめ防止対策委員会を設置する。

イ いじめ防止対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当児童所属の学年主任、該当児童の担任、養

護教諭、人権教育主任（以上の構成員の中で事案の内容等により対処する）

ウ いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。

- （ア）学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルの検証の中核となる役割
- （イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割
- （ウ）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- （エ）いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

（２）未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 学級活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを述べたり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

児童が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努め、児童にわかる楽しさやできる喜びの実感を与えられるような授業づくりに取り組みとともに、授業においては、児童に授業規律を徹底させる。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したり、地域のコミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、小さな兆候であっても軽視することなく、迅速かつ組織的に対応する。

(ア) いじめアンケート等の実施

教育委員会作成のいじめアンケートを学期に1回実施する。また、いじめなくそうデーの取り組みの一環として、毎月一回、本校独自のアンケート「先生きて、きて」を実施し、児童の変化をきめ細かく見取ったり、担任と児童との関係を構築するために役立たせる。

実施にあたっては、原則記名で行うようにし、回答時間を十分確保するように留意する。また、質問項目については、学年の発達段階に応じて補足説明を加えるようにする。回収する際には、アンケート用紙を二つ折りにさせ学級担任に直接提出させるようにするなど、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について学年で話し合い、その後、気になる事項については、生活指導部会の中で、児童の状況を整理し、対応を考える。

また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート、日記等から、児童の心の声や変化をつかむように努める。

(イ) 教育相談体制の充実

日頃から、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合は児童等の思いや不安・悩みを真摯に受け止めるとともに、スクールカウンセラーを活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。また、必要に応じて、個人面談や保護者を交えた三者面談を実施する。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに管理職に報告し、指示を受ける。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、いじめ防止対策委員会を開き、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、(市) 子ども支援センター・(県) 子ども・女性・障害者相談センター・(市) 少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。その後、(市) 少年センターにも連絡する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブック等を活用し、年3回(4月、9月、1月)を基本に校内研修を行う。その際、県発行の「いじめ問題対応ハンドブック」「いじめ問題対応マニュアル」を活用するなど、「いじめ問題への取組について」のチェックポイントで点検を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や学級懇談会等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ防止対策委員会を定期的に関き、スクールカウンセラーからの情報提供を受けるなどしながら児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除けるよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識を向上させられるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等の具体的な取組状況や達成状況について、学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定められている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があつたときは、その時点で学校が、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたることが大切である。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合

- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

いじめ防止の取組の年間計画

	取 組 内 容 及 び 時 期
一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修の実施（４月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県発行の「いじめ問題対応ハンドブック」「いじめ問題対応マニュアル」等を活用した研修。 ○ いじめアンケートの実施（４・５・６・７月の第１水曜日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員は、「いじめ問題への取組について」のチェックポイントで点検を行う。 ○ いじめ防止対策委員会の開催（７月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
二 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修の実施（９月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県発行の「いじめ問題対応ハンドブック」「いじめ問題対応マニュアル」等を活用した研修。 ○ いじめアンケートの実施（９・１０・１１・１２月の第１水曜日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員は、「いじめ問題への取組について」のチェックポイントで点検を行う。 ○ いじめ防止対策委員会の開催（１２月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
三 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内研修の実施（１月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県発行の「いじめ問題対応ハンドブック」「いじめ問題対応マニュアル」等を活用した研修。 ○ いじめアンケートの実施（１・２・３月の第１水曜日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員は、「いじめ問題への取組について」のチェックポイントで点検を行う。 ○ いじめ防止対策委員会の開催（３月） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。 ・ 年間の取組を振り返る。